

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備

本計画に基づく施策が、学識経験者・関係団体の代表者または職員・公募委員で構成される「赤磐市男女共同参画推進審議会」の意見を反映させながら、庁内担当課の連携のもと、男女共同の視点に立って総合的かつ効果的に実施されるよう、市長を長とする「赤磐市男女共同参画推進本部」の組織強化と機能充実を図ります。

2 男女共同参画に関する情報提供の充実

市民・事業所・地域団体・NPO*等関係団体の男女共同参画への理解を深め、主体的な取り組みを支援するため、広報紙やホームページの活用などにより男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。

3 男女共同参画に関する市職員研修の充実

職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立って施策を推進するとともに、性別にとらわれず能力を発揮できる職場環境を整備するため、職員の研修機会を充実させ、男女共同参画への理解と意識改革を促進します。

4 市民・事業所・地域団体・NPO*等との協働による推進

市民・事業所・地域団体・NPO*等の関係団体と行政が一体となって施策が推進されるよう、関係団体と行政の連携を図るとともに、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援を行うなど、関係団体の主体的な取り組みを促進します。

5 施策の点検・評価

本計画の施策が計画的に、また着実に実施されるよう、PDCAサイクル*の考え方に基づき、年度ごとに計画の取り組み状況や数値目標の達成状況を点検・評価し、結果を公表します。また、状況に応じて施策や数値目標を見直すとともに、5年後に計画の改定を行います。

6 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関と連携し、情報の共有や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。